

マイナンバーカードの 健康保険証利用について

国民健康保険加入者の皆さん、マイナ保険証はお持ちでしょうか？

12月2日(月)以降、マイナ保険証をお持ちの場合、医療機関を受診する際は原則マイナ保険証で受診していただくこととなります。

12月2日(月)以降、現在の健康保険証が使用できなくなるのでは？とご心配の人もいらっしゃると思いますが、12月2日(月)現在で有効な健康保険証をお持ちの方は、有効期間までその健康保険証を引き続きご使用いただけます。誤って破棄せずに、大切に取扱ってください。

また、有効期間の経過前には、これまでの保険証と同様に使用できる「資格確認書」が発行されます。安心して医療機関を受診してください。

県ホームページに、マイナンバーカードの健康保険証利用について掲載されていますので、ぜひご覧ください。



県HP

マイナンバーカードを保険証として利用するメリット

①医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さんの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

②より良い医療が可能に

本人が同意すれば、初めて受診する医療機関でも特定健診の情報や今までに使った薬剤情報が医師らと共有でき、より適切な医療が受けられます。

③自らの健康管理に役立つ

マイナポータルで自分の特定健診情報や薬剤情報を閲覧できます。

④手続きなしで限度額を超える一時的な支払いが不要に

限度額認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

※村独自の医療費助成などは、書類の持参が必要です。

⑤健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引っ越しをしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと利用することができます。

※健康保険が変わった場合の届出はこれまでどおり必要です。

マイナンバーカードをまだお持ちでない人

住民福祉課窓口・郵送・パソコン・スマートフォンなどで交付申請をお願いします。

マイナンバーカードをお持ちで保険証の利用登録がお済みでない人

マイナポータル・セブン銀行ATM・健康推進課および住民福祉課窓口にて、保険証の利用登録(登録は1回のみ)をお願いします。登録の際は、マイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要となります。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについては、国のマイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178へお問い合わせください。